

経済産業省

20160304商局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年3月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第3号）新旧対照表

○別添3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令の運用及び解釈について

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第1第7号（法第35条の6第1項の認定）関係</p> <p>「認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数」とは、当該認定が液化石油ガス販売事業者を認定するものであるから、複数の販売所を有している場合は、そのすべての販売所で液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数を合計したものをいい、<u>認定対象消費者の数</u>とは異なる。</p>	<p>別表第1第7号（法第35条の6第1項の認定）関係</p> <p>「認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数」とは、当該認定が液化石油ガス販売事業者を認定するものであるから、複数の販売所を有している場合は、そのすべての販売所で液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数を合計したものをいい、<u>規則第46条第2号の認定対象消費者の数</u>とは異なる。</p>

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第 45 条（保安確保機器の種類）関係</p> <p>第 2 号中「その他一般消費者等の保安に係る情報」とは、保安確保機器を導入したことにより得られる情報であるから、例えば、継続使用時間超過情報、合計流量遮断情報、増加流量遮断情報、<u>ガス漏れ警報連動遮断情報、不完全燃焼警報連動遮断情報</u>、低圧部微小漏えい警告情報、圧力監視異常情報、感震遮断情報等がこれに当たり、また集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれる。</p> <p>第 46 条（保安確保機器の設置及び管理の方法）関係</p> <p>1. <u>第 1 号ロただし書及び第 2 号ロただし書中の「合併その他の事由による事業の承継」は、法第 10 条の承継のほか、その事業の一部の譲渡しその他の承継も含む。</u></p> <p>2. <u>第 1 号ハ中「常時当該機器を監視する者」は、機器のオペレーターであり、機器の情報が適切に連絡されているか、運転異常がないかを監視し、また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員である。なお、当該機器を設置する者が、入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安業務を行うことに該当するため、保安機関と</u></p>	<p>第 45 条（保安確保機器の種類）関係</p> <p>第 2 号中「その他一般消費者等の保安に係る情報」とは、保安確保機器を導入したことにより得られる情報であるから、例えば、継続使用時間超過情報、合計流量遮断情報、増加流量遮断情報、ガス漏れ警報連動遮断情報、低圧部微小漏えい警告情報、圧力監視異常情報、感震遮断情報等がこれに当たり、また集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれる。</p> <p>第 46 条（保安確保機器の設置及び管理の方法）関係 (新設)</p> <p>1. 第 3 号中「常時当該機器を監視する者」は、機器のオペレーターであり、機器の情報が適切に連絡されているか、運転異常がないかを監視し、また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員である。なお、当該機器を設置する者が、入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安業務を行うことに該当するため、保安機関とし</p>

<p>して「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要がある。この場合、監視する者は前述の業務のほか、当該保安業務も行うことは差し支えない。</p> <p>3. <u>第1号</u>ホ中「<u>運営管理規程</u>」に記載すべき事項については、別添の記載例を参照されたい。</p> <p>4. <u>第1号</u>への規定は、保安確保機器の設置及び管理の方法の一部を規定したものであり、当該規定の適用の範囲は認定対象消費者となる。</p> <p>第47条（液化石油ガス販売事業者の認定申請）関係</p> <p><u>様式第26中「保安確保機器の設置及び管理の方法の別」には、第46条第1号に掲げる設置及び管理の方法に該当する場合には「第46条第1号」と、同条第2号に掲げる設置及び管理の方法に該当する場合には「第46条第2号」と記載するものとする。</u></p> <p>—</p> <p>第48条（認定液化石油ガス販売事業者の報告義務）関係</p> <p>1. <u>様式第27及び様式第27の2中「保安確保機器の設置及び管理の方法の別」の記載は、第47条（液化石油ガス販売事業者の認定申請）関係と同じとする。</u></p> <p>2. <u>第2項（第3項において準用する場合を含む。）の報告は、認定対象消費者割合が70パーセント（50パーセント）を下回ったことを把握した際に、遅滞なく行う必要がある。認定対象</u></p>	<p>て「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要がある。この場合、監視する者は前述の業務のほか、当該保安業務も行うことは差し支えない。</p> <p>2. <u>第5号</u>中「<u>運営管理規程</u>」に記載すべき事項については、別添の記載例を参照されたい。</p> <p>3. <u>第6号</u>の規定は、保安確保機器の設置及び管理の方法の一部を規定したものであり、当該規定の適用の範囲は認定対象消費者となる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	---

消費者割合を把握する機会としては、例えば、検針データの伝達状況の確認、充てん容器の交換時における第 45 条第 1 号及び第 2 号の機器の接続状況の目視確認等がある。

第 50 条（第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務の方法等の特例）関係

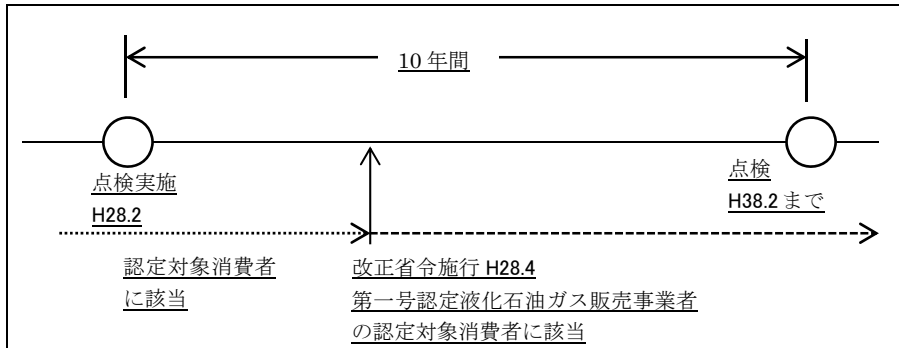
1. （略）
2. 第 2 号中「第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第 1 回の点検は、前回の点検から 10 年までの間に行うものとする。」とは、前回の点検から 10 年を経過した日より前に行うものであり、例示すれば以下のとおりである。

例 1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省令第 26 号。以下 2. 及び 3. において「改正省令」という。）の施行の際現に法第 35 条の 6 第 1 項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）の場合

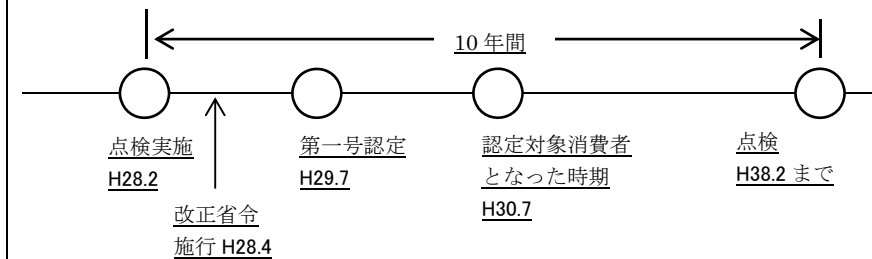
第 50 条（保安業務の方法等の特例）関係

1. （略）
2. 第 2 号中「認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における認定後の第 1 回の点検は、前回の点検から 10 年までの間に行うものとする。」とは、例示すれば以下のとおりである。

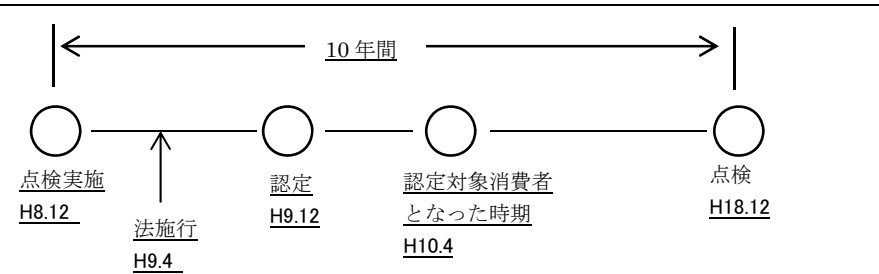
例 1)



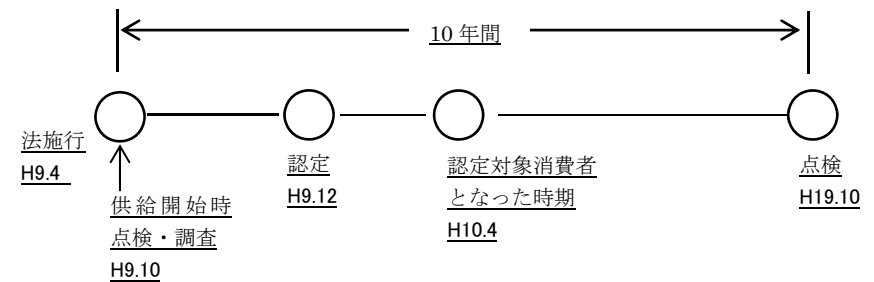
例 2) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合



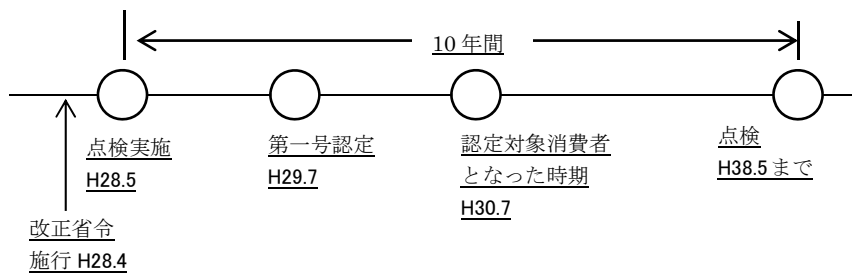
例 3) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行後に点検を実施している場合



例 2)



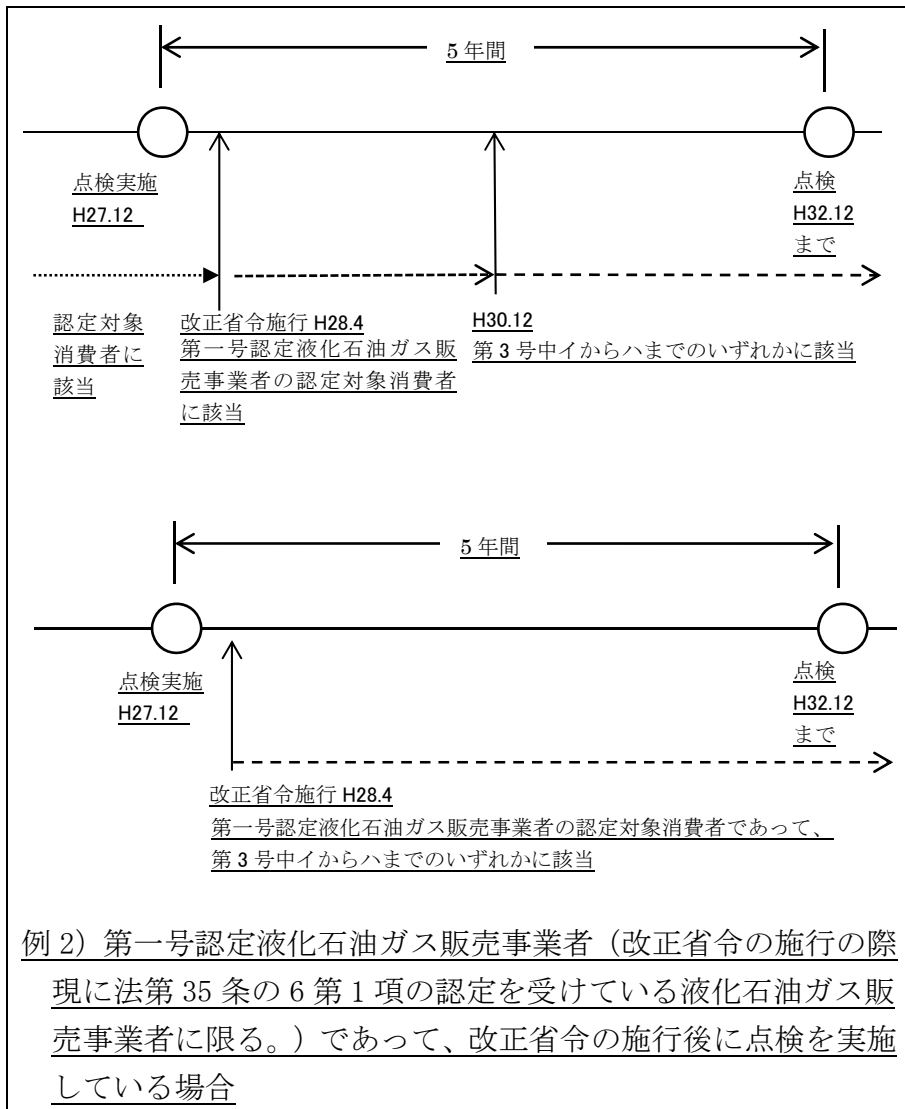
(新設)

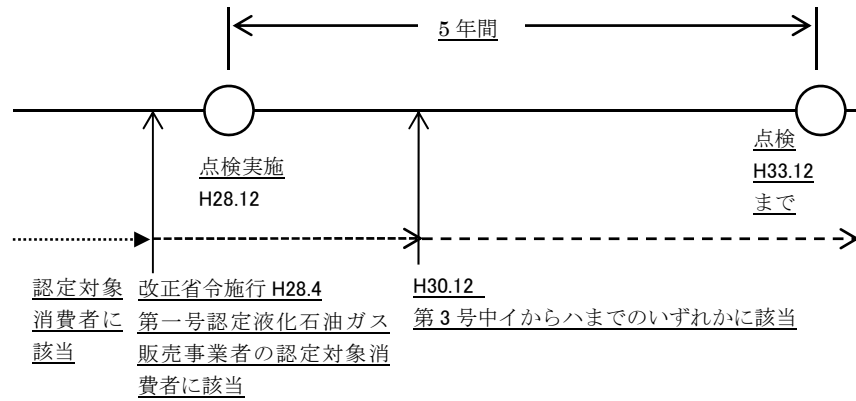


3. 第3号中「第一号認定を受けた際に現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第1回の点検は、前回の点検から5年までの間に行うものとする。」とは、前回の点検から5年を経過した日より前に行うものであり、例示すれば以下のとおりである。

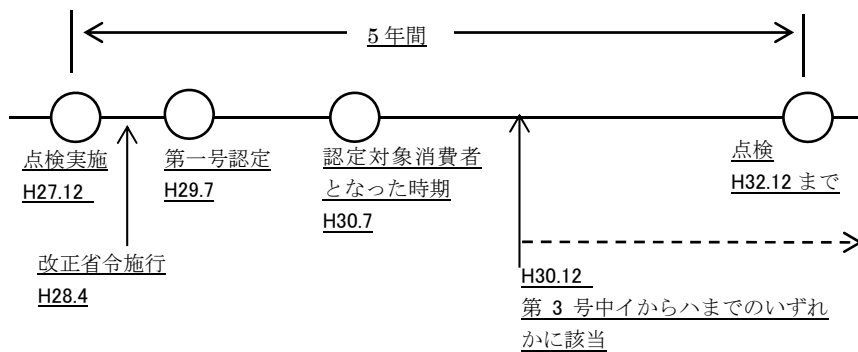
例1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（改正省令の施行の際現に法第35条の6第1項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合

(新設)





例3) 改正省令施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令施行前に点検を実施している場合



<p>別添</p> <p style="text-align: center;">運営管理規程（例）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（保安確保機器の種類）</p> <p>第 2 条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 45 条第 1 号及び第 4 号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）</p> <p>一 <u>S 型マイコンメーター、SB 型マイコンメーター、E 型マイコンメーター又は EB 型マイコンメーター（雰囲気空気中の一酸化炭素濃度を検知し警報する装置と連動し、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターにあっては、当該装置と併せてその旨を記載すること。）</u></p> <p>二～六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定保安情報の種類）</p> <p>第 3 条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">運営管理規程（例）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（保安確保機器の種類）</p> <p>第 2 条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 45 条第 1 号及び第 4 号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）</p> <p>一 <u>S 型マイコンメーター（SB 型マイコンメーター）</u></p> <p>二～六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定保安情報の種類）</p> <p>第 3 条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の</p>
---	--

<p>設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p><u>七 不完全燃焼警報連動遮断</u></p> <p>八 （略）</p> <p>第4条 <u>規則第46条第1号ハ</u>の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>第5条・第6条 （略）</p> <p>（附則）</p> <p>（略）</p>	<p>設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>七 （略）</u></p> <p>第4条 <u>規則第46条第3号</u>の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>第5条・第6条 （略）</p> <p>（附則）</p> <p>（略）</p>
---	---